

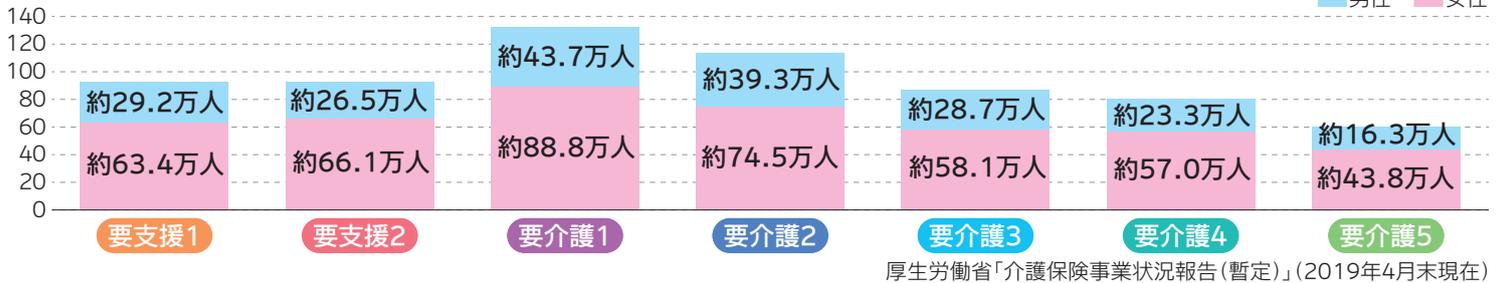
介護のこと、考えてみませんか？

2021年2月改定

要介護(要支援)の認定者数ってどれくらいいるの？

要介護(要支援)の認定者数は、**要介護1**がもっとも多く、男女合わせると**130万人**を超えています。

■要介護(要支援)度別認定者数



在宅介護における1か月あたりの介護保険サービスの目安は？*

介護保険サービスを利用した費用は、利用者がそれぞれの自己負担額を負担しますが、いくら使ってもよいというわけではなく、在宅サービスや特定福祉用具(腰掛便座など)の購入、住宅改修費はそれぞれ個別にサービス費用の上限額が設けられており、これを「支給限度基準額」と呼びます。

支給限度基準額の範囲内でサービスを利用する際の負担は**1割**(所得が一定以上の第1号被保険者は2~3割)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、**超えた分は全額自己負担**となります。

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
(1割負担の額)	(5,032円)	(10,531円)	(16,765円)	(19,705円)	(27,048円)	(30,938円)	(36,217円)
(2割負担の額)	<10,064円>	<21,062円>	<33,530円>	<39,410円>	<54,096円>	<61,876円>	<72,434円>
(3割負担の額)	[15,096円]	[31,593円]	[50,295円]	[59,115円]	[81,144円]	[92,814円]	[108,651円]
限度額内で受けられるサービスの目安	◆デイサービス※ :週1回 ◆ホームヘルプ※ :週1回 ◆短期入所:月2回	◆デイサービス※ :週2回 ◆ホームヘルプ※ :週1回 ◆短期入所:月2回 ◆福祉用具貸与 :杖(つえ)	◆通所リハビリテーション :週2回 ◆訪問介護(生活援助) :週3回 ◆訪問介護(身体介護) :週2回 ◆短期入所:月2回 ◆福祉用具貸与 :杖(つえ)	◆通所介護:週2回 ◆訪問介護(生活援助) :週2回 ◆訪問介護(身体介護) :週3回 ◆短期入所:月2回 ◆福祉用具貸与 :歩行器	◆通所介護:週2回 ◆訪問介護(生活援助) :週3回 ◆訪問介護(身体介護) :週3回 ◆訪問看護:週1回 ◆短期入所:月2回 ◆福祉用具貸与 :介護用ベッド	◆通所リハビリテーション :週1回 ◆訪問介護(生活援助) :週5回 ◆訪問介護(身体介護) :週5回 ◆訪問看護:週2回 ◆短期入所:月3回 ◆福祉用具貸与 :介護用ベッド・車椅子	◆訪問介護(生活援助) :週7回 ◆訪問介護(身体介護) :週7回 ◆訪問看護:週2回 ◆短期入所:月2回 ◆福祉用具貸与 :介護用ベッド・車椅子・エアマット

●上記は標準的な地域の例。地域加算のある地域では限度額もこれより高くなります。

※要支援の人のデイサービス、ホームヘルプは市町村が運営する「介護予防・生活支援サービス事業」として実施されており、介護保険外となります。

(2020年1月時点)

施設に入って受けるサービスってどんなものがあるの？*

施設の種類の	サービスの内容	月額総費用の目安
特別養護老人ホーム(特養)	認知症、寝たきりなど常に介護が必要で在宅生活の困難な人が入所する施設。入浴、排泄、食事など日常生活上の介護、リハビリテーションなどのサービスを受けられる。	7万円~16万円
介護老人保健施設(老健)	病状が安定している要介護者が入所する施設で、在宅復帰できるように、リハビリテーションを中心とした介護サービスを受けられる。	8万円~17万円
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	5~9人ほどのグループに分かれて認知症の人が共同生活を送る施設。部屋は個室だが、台所、居間、食堂、風呂などは共用。症状に応じた細やかな日常生活のサポートを受けられる。	15万円~30万円

●「月額総費用」は施設サービス費の自己負担額、居住費、食費、日常生活費などを合算したものです。

施設や居室、介護度によって大きな違いがあるので、あくまで目安としてください。

(2020年1月時点)

* (株)エヌ・ジェイ・ハイ・テック作成



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
 <公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社OK保険サービス

〒421-0304
 静岡県榛原郡吉田町神戸886-1-C
 TEL 0548-34-5012
 FAX 0548-34-5013

参考 公的介護保険の要支援・要介護度別状態のめやす

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
立ち上がり・寝返り	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	軽度の介護を必要とする状態	中等度の介護を必要とする状態	重度の介護を必要とする状態	最重度の介護を必要とする状態
歩行	自力できるが、部分的に手助けが必要	自力で歩けるが、手すりなどを必要とすることもある	移動の動作などに介助が必要	手すりや杖などの利用が必要	ほぼ自分では起き上がれず、誰かの介助が必要	自力ではほぼできない	ほぼ寝たきりのため介護なしでは日常生活が送れない
着替え	自力できるが、部分的に手助けが必要	ほぼ自力でできる (日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある)	一部見守りや手助けが必要	一部見守りや手助けが必要	ほぼ自分では着替えができず、誰かの介助が必要	自力では着替えがほとんどできない	ほぼ寝たきりで自力で着替えがまったくできない
食事	自力できるが、部分的に手助けが必要	自力でできるが、部分的に手助けが必要	自力で食事はできるが、見守りや手助けが必要	自力ではほぼ食事ができず、多くの介助が必要	自力では食事ができず、すべての介助が必要	自力では飲み込みが困難のため、経管栄養などが行われる	
入浴	自力できるが、部分的に器具や道具の補助が必要	自力できるが、部分的に手助けが必要	一部見守りや手助けが必要	ほぼ自力では入浴できず、全面的な介助が必要	自分では入浴できず入浴サービスなどを利用		
排泄	自力できるが、部分的に手助けが必要	なんらかの手助けが必要だが自力で排泄できる	自力での排泄はほぼできず介助が必要	下着の着脱ができず全面的な介助が必要	ほぼ寝たきりで、全面的な介助が必要		
理解・行動	日常生活はほぼ自立している	誰かが注意していれば自立できる	たびたび道に迷うなど、いままでできたことができない	記憶や理解が低下し、服薬管理や電話対応などに混乱がある	徘徊・失禁などの異常行為がみられ、判断力・実行力の低下が著しい	大声・奇声をあげるなどの重度の認知症症状がみられる	意思の伝達が難しい

回復が見込まれる場合は要支援2、そうでない場合は要介護1

●実際の要介護(要支援)度の認定は、上記のような身体の状態などで判断されるものではなく、市区町村職員などのヒアリングや医師の診断書をもとに、介護に要する手間の総量から総合的に判断されるものですので、記載の身体状態に該当したとしても要介護(要支援)度の認定がなされるとは限りません。